

市県民税

問合せ先

市役所 税務収納課

☎66◆1116

《申告期間中の問合せ先》

市民体育センター内申告会場

☎67◆9757

申告書の提出先

市県民税の申告会場と日程

(受付時間：午前9時～午後4時)

対象地区	会場	期間
相楽・大塚・海陽	大塚公民館 (2階会議室)	3月2日(火)・3日(水)
三谷・豊岡	東部市民センター (2階第3集会室)	2月22日(月)～24日(水)
形原・金平・一色	西部市民センター (1階大集会室)	2月17日(水)～19日(金)
西浦	西浦公民館 (2階講堂)	2月25日(木)・26日(金)
市内全域	市民体育センター (大会議室)	2月16日(火)～3月15日(月) ※土・日曜日は除く

申告書の必要な方

平成22年1月1日現在、市内に住んでいて、次のいずれかに該当する方です。

※ただし、所得税の申告をした方は必要ありません。

- ① 営業、農業、不動産、利子、配当などの所得があった方
- ② 公的年金などを支給されている方で次のような方

- ・ 支払先に扶養控除等申告書を提出していない方

- ・ 社会保険料控除や生命保険料控除などを受けようとする方
- ③ 給与所得者で次のような方

- ・ 平成21年中に退職した方または2カ所以上から給与を受けた方
- ・ 給与以外に所得のあった方

- ・ 雑損控除、医療費控除などを受けようとする方 など

※国民健康保険税の軽減適用や他の制度の適用上、所得がなかった場合などでも申告が必要となる場合があります。所得がなかった場合などで申告書が送られてきたときは、申告書裏面の「所得がなかった場合」の記載欄に記入の上、提出してください。

昨年からの変更点

市県民税の住宅ローン控除申告書の提出が不要に

昨年度まで、市県民税の住宅ローン控除の適用を受ける場合は、住宅借入金等特別税額控除申告書(住宅ローン控除申告書)の提出が必要でしたが、平成22年度からは提出が不要になります。

▼対象者

- ・ 平成11年から18年までに入居した方または平成21年から25年までに入居した方
- ・ 年末調整、確定申告により所得税の住宅ローン控除の適用を受けており、かつ所得税から控除しきれない額がある方

▼控除額

市県民税の住宅ローン控除額は次のうち、いずれか少ない額となります。

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ② 所得税の課税総所得金額などの額に10分の5を乗じて得た額(9万7千500円が上限)

■平成11年から18年の入居者

退職所得、山林所得を確定申告する方、平均課税対象の方は住宅ローン控除申告書を提出することにより、市県民税の控除額が申告しない場合よりも大きくなる可能性があります。申告をする方は、市県民税の納税通知書が送達されるまでに申告書を提出してください。

● 上場株式などの譲渡損失と配当所得との損益通算が可能に

平成21年以降の年分に支払いを受けるべき上場株式などの配当所得については、総合課税のほかに、所得税7%(市県民税は3%)の税率による申告分離課税を選択することができます。

この申告分離課税を選択する場合は、上場株式などの譲渡損失の金額と上場株式などの配当所得の金額との損益通算および繰越控除(3年間)ができるようになります。ただし、配当控除は適用されません。また、申告する上場株式などの配当所得は総合課税と分離課税を分けることはできません。